

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
アロン薬局	草加市北谷一―二二―一	平成二十八年一月三十一日
医療法人社団 源会 のうえ歯科医院	川口市赤山一四三五―四	平成二十八年一月三日
籠原サンライフ歯科	熊谷市籠原南一―三一―二 あかりビル一F	平成二十八年二月二十九日
グリーン歯科	鴻巣市本町二―一―七 二F	平成二十七年十月三十一日
あべ泌尿器科	熊谷市太井一六四一―五	平成二十七年十月三十一日
富士薬局 錦町店	蕨市錦町二―二〇―一三	平成二十八年一月三十一日
ホームケアクリニック東 松山	東松山市若松町二―一〇 ―四二 レジーナー一〇二	平成二十八年二月二十九日
田口医院	蓮田市上二―二一―六	平成二十七年十二月三十一日
埼玉草加病院	草加市北谷一―二一―三 七	平成二十八年一月三十一日
にこにこ薬局	草加市新善町三七六―三	平成二十八年二月二十二日

二 指定施術機関

石崎 誠	藤井 貫太	氏 名	
		住 所	
あて 株式会社	株式会社 アさいたま市見沼区東 平成一 日	名 称	施 術 所
て飯能市東町六一六 菊屋ビル三〇三	メニテイーサ大宮四一 二六一三 ービス 埼玉二〇一 営業所	所 在 地	
			廃 止 年 月 日